

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

"Hojin"

ほじん

新年

2019

No.703

私の経営哲学—第19回

仙台中法人会 株式会社 鐘崎

嘉藤 明美

新春スペシャルインタビュー

日本障がい者スポーツ協会 常務理事

高橋秀文

全国大会鳥取大会

全国青年の集い岐阜大会

老舗の肖像

株式会社 赤福 / 株式会社 加賀屋



| 年 | 頭 | 寸 | 言 |



「新しい時代を迎えるにあたって」

全国法人会総連合会長

小林栄三

今年5月に平成から新しい元号に変わる。「平和の達成」という願いが込められた時代を締めくくる意味でも、歴代最長在職日数を視野に入れた安倍首相による安定した政権運営が期待できることは歓迎すべきであろう。さらに言えば、歴史に名を残す名宰相としてこれまで以上に大胆な政策、思い切った改革によって山積する課題の解決に道筋をつけ、新しい時代が前途ある幕開けを迎えられることを願う。

なかでもデフレ脱却と並んで重要な課題は財政再建・社会保障改革である。10月に予定される消費税率引き上げはその一歩ということになるが、一方で景気の回復が途切れるとデフレ脱却が遠のくため増税による悪影響の緩和は不可欠だろう。ただ、過度に歳出を増やせば財政健全化は遅れ、増税の本来の目的である将来世代の負担軽減はかなわない。そのバランスには細心の注意を払うべ

きである。また、消費税の軽減税率導入が予定されているが、食料品と外食の区別など対象を巡る混乱やシステム対応などの負担が懸念される。政府に定義の明確化や負担軽減策の整備と周知を求めると共に、我々事業者としても情報収集や支援策の活用を含めた対応を進めたい。

事業の次世代への承継も重要な課題である。昨年、事業承継税制が改正され、利用できる範囲が拡大、条件も緩和され格段に使いやすくなった。事業経営を取り巻く環境は、AIやIoTなどIT技術の加速度的な進化によって急速に複雑化しているが、こうした環境変化も相まって、本制度改正は次世代への承継を促す契機となり、円滑に進めるための有効なツールともなろう。

法人会では、今後も税制面を中心に事業環境の変化に即した情報発信や提言を積極的に行い、新時代を迎える日本を支えていきたい。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

第19回

Akemi Kato



“言葉にして、共有すれば
目指すものが見えてくる”

嘉藤 明美

株式会社 鐘崎
代表取締役社長

Akemi Kato, President

戦後間もない昭和22年、杜の都・仙台で創業し、笹かまぼこ一筋に歩んできた株式会社鐘崎。創業70周年に社長に抜擢されたのは、入社13年目の嘉藤明美氏だった。未知の業界で、困難に立ち向かい、前を向き、現場に溶け込んだ彼女が何よりも

大切にしていたのがお客さま目線だ。笹かまぼこの製造には必須だった卵白の不使用や、化学調味料無添加の実現も、お客さまの声によるもの。職人気質の強い老舗企業に新しい風を吹き込み、改革に成功した同氏の経営哲学とは一。

Q 入社されたいきさつを教えてください。だけでもいいですか？

A この会社に出会ったのは15年前、40歳になってからです。笹かま館がリニューアルする際に人手が足りず手伝ってほしいと知り合いから頼まれたのがきっかけでした。しかもオープン3日前。そんなに困っているのなら手伝いましょう、と電話番のようなことをしていました。半年ほど経った頃社員として販売促進や企画部門に配属され、その後、社長室や経営企画といった仕事に携わるようになりました。

Q その中で、経営陣に抜擢される何ががあったのだと推察しますが。

A トップに対して社内提案はよくやっていますね。まったく知らない業界に入った私は、現会長のかまぼこに対する熱い思い、全社を挙げて社員がものづくりに取り組む姿勢に圧倒されました。ただ、職人色が強く、外から来た私は最初全く入っていきませんでした。もちろん、かまぼこについては素人でも言えないのは当たり前ですが、それでは私がここにいる意味がないと思いました。「おいしいもの、本当によいものをつくりたい」という思いで現場は熱気にあふれていました。しかし、いくらいいものをつくっても、評価していただくだけでは一円の価値もありません。お客さまが手に取ってお金を払ってくださって初めて価値が生まれるわけです。ならば私はお客さまに一番近い立場で、その声や目線を社内に取り込もう、そんなテー

マで仕事をしようと考えました。

Q お客さまの声はたくさん届いているのですか？

A 商品の中にアンケートはがきを入れているので、毎日お便りが届いていました。こんなうれしいことはありません。お客さまのご意見を、もつと取り入れなければと思いました。そのためにはまず、社員全員で共有することが大切です。どうすればお客さまの声を全員に届けることができるのか、いろいろ工夫しました。

Q お客さまの声を、どのように共有したのですか？

A 届いたはがきを毎日社長（現会長）の机の上に置いてみたり、いただいたご意見を全員が共有できる社内の掲示



本社・工場に併設されている「鐘崎かまぼこの国 笹かま館」

板のようなところにそのまま載せたりもしました。おほめの言葉はもちろんです。おしかりのご意見こそ大事にしないではいけません。共有した結果、お客さまの声にはたくさんヒントがあることを、全員で確認することができました。

Q そこから何か変化がありましたか？

A 一般的にかまぼこには卵白を使いますが、あるとき「子どもにかまぼこをたべさせたいけれど卵アレルギーがある」という声が届いたことから、「卵白を使わないかまぼこをつくらう」と皆で取り組み、数年後にそれを実現することができました。以来、弊社の笹かまぼこは卵白不使用になりました。

また、かまぼこは加工食品なので添加物を使うことが多いのですが、健康志向が高まる中、「化学調味料を使わないかまぼこをつくらう」という取り組みを始めたのも、お客さまの声がきっかけでした。

お客さまのご意見からテーマを見つけ、共有することで、目指すものが見えてきたのです。

Q 御社が食品メーカーとして誇れるところはどこですか？

A 「FSSC22000」という食の安全安心に関する国際規格をいち早く取得したことでしょうか。「FSSC22000」は、ナショナルブランドの大手メーカーが続々と取得に向けて動き出していることから、最近注目が集まっている国際規格

です。われわれにとっては大きなチャレンジでしたが、これを3年前に取得しました。ちなみに、現在、多くの食品メーカーが取得を目指しているHACCPについては、20年以上前に取得しています。

Q このチャレンジは嘉藤社長のご提案ですか？

A はい。食品メーカーのわれわれにとつて、一番大切なのは安全安心です。さらに近年の健康志向も加わり、お客さまの目はますます厳しくなっています。あるとき、細心の注意を払っていたにもかかわらず、お客さまにご迷惑をおかけする事案が発生しました。ディスカッションを重ね、同じ失敗を繰り返さない手立てを考える中で、仕事の質の向上が必要だと感じた私は、「FSSC22000」の認証取得を提案しました。

「FSSC22000」は、製造工程の管理だけではなく、組織の仕組みを整えるマネジメントシステムという側面もあるすぐれた規格です。この認証取得を目指して仕事をする中で、社員の意識をさらに高める《意識改革》を図ることができるのではないかと考えたのです。社員一丸となって1年間、チャレンジした結果、みごと合格することができました。「すごい！うちの社員やるな」と思いましたね。私は、ただコーディネートしただけですが、この認証取得は、当社の強みになっただけでなく、社員の自信にもつながりました。

Q 社員を一つにするために、意識していることがあれば教えてください。



鐘崎の商品だけでなく宮城の名産品も並ぶかねざきマーケット

A そうですね。現会長はものづくりに対する想いが強く、なおかつロマンあふれる方でしたので、社内にはもともと一体感を醸成する素地がありました。ただ、何かを実現しなければならぬときなど、さらに一体感や向上心を高めるためには、可視化できるものが必要だと思えます。そのために、目標や目的をきちんと言葉にして、明確に示すようにしています。

当社では今年、10年後のありたい姿を明確に言葉にして社員全員で共有しました。それを実現するために今何をするべきかを、一人一人の行動に落とし込んで実践しています。

Q 今までで一番辛かったこと、大変だったことを教えてください。

A やはり東日本大震災ですね。実は私、震災の2週間前に突然、取締役営業本部長に任命されたのです。全く予想もしていませんでした。まさか自分が経営に關わることになるなんて。しかも営業なんてやったこともないのに、と、とまどいました。さらに当時はまだ子育て中でしたので。「どうしよう」と思い悩んでいたそのとき、震災が起こりました。200名以上の従業員、40店以上の店舗のことを考えると、もう「どうしよう」と言っている場合ではありません。「とにかくやらねば」と奮い立ちました。

まずは社員の安否確認、それから被災した工場の復旧に社員一丸となつて取り組みました。その結果、約一か月後に製造ラインを復旧させることができました。焼き上がった笹かまぼこを近くの避難所と一番町店に届けたときのことは、今でも鮮明に覚えています。「ありがとう」と涙を流して喜んでくださるお客さまの姿を見て、「笹かまぼこという食文化を守らなければ。守りたい」と、使命感を抱きました。

工場がやっと復旧した頃、現会長から今期の業績について質問を受けました。震災直後にもかかわらず、です。驚くとともに、経営とはそういうことなのだと思います。知らされました。どんな状況にあつても、社員たちの生活を守り、明日を考えるのが経営なのです。それで覚悟ができたといいますが、もうやるしかないなど開き直りました。

Q では、一番感動されたことはなんでしたか？

A 私はつねづね、地域ナンバーワン企業になろうと社員に言っています。社内でも様々な取り組みを行っていますが、その中の一つに、接客でナンバーワンを目指す社員のチームがあります。彼女はロールプレイングコンテストの全国大会に絶対出場したいと、3〜4年ぐらい前から猛練習を積んできました。実はその東北大会が昨日あつて、出場した社員がなんと優勝したんです。そして受賞スピーチでこういったのです。「私は鐘崎で働いていて本当に良かった」と。社長として、これほど嬉しい言葉はありません。これが、一番感動したことです。

Q 経営に何が大切だとお考えでしょうか。

A 70年という節目の年に私は社長になりました。自分の役目は、鐘崎という会社を、未来に向けてさらに輝きのある会社にして次の世代につなぐことだと考えています。そのミッションを考えると、変化し続ける社会や人々の価値観を柔軟に受け止め、スピード感を持って適応する力が大切だと思っています。かまぼこをつくる食品メーカーとして、ものづくりの精神や大切に守り続けている根本のところは守り、変えるべきところを見極めて柔軟に適応していく。社員一人一人がそういった適応力を身につけることができるよう、人づくりにまさに今、取り組んでいるところです。

COMPANY PROFILE

株式会社 鐘崎

創業	昭和22年2月
代表取締役	嘉藤明美
所在地	宮城県仙台市若林区 鶴代町6-65
資本金	8,000万円
業種	笹かまぼこなどの水産物の加工並びに販売・牛たん、物菜などの農畜産物の加工販売・食品の販売



代表取締役社長
嘉藤 明美

昭和38年、宮城県生まれ。東北学院大卒業後サントリーに勤務、ワインの販促を行う。平成15年鐘崎に入社、営業企画、販売促進を担当。平成28年より現職。「笹かまぼこを通して幸せを提供していきたい」

1 化学調味料を使用せず、魚本来の旨味が味わえる笹かまぼこ 2 笹かまぼこ館内の「かまぼこ塾」では、職人による製造工程が見学できる 3 地域ナンバーワンを目指す接客

<https://www.kanezaki.co.jp>

鳥取市で法人会全国大会を開催

第35回法人会全国大会が、昨年10月11日に鳥取県鳥取市のとりぎん文化会館で開催され、全国の法人会会員ら約1600名が参加した。

大会第1部の記念講演では、「大山どりの軌跡」35歳、どん底からの挑戦」と題して、株式会社 大山どり代表取締役 島原道範氏が講演を行い、30名の一般市民も聴講した。

第2部の式典では、鳥取県連の藤本英興会長の開会の辞に続き、小林栄三全法連会長が主催者を代表して「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体



式典で挨拶する小林全法連会長

として、今後も税を中心とした活動により積極的に展開し、広く社会に貢献していくこととしているので、法人会の活動に対し、一層の理解と協力をお願いしたい」とあいさつを述べた。

その後、来賓として、国税庁の藤井健志長官、鳥取県の平井伸治知事、鳥取市の羽場恭一副市長があいさつした。会員増強表彰等の表彰状贈呈を挟んで、柳田道康税制委員長が「平成31年度税制改正に関する提言」の報告を行い、一昨年の「法人会全国青年の集い」における租税教育活動プレゼンテーションで、最優秀賞を受賞した直方法人会青年部会の藤永勝巳直前部会長が事例発表を行った。

続いて、利根忠博筆頭副会長が大会宣言を読み上げ、最後に、次回開催地である三重県連の宮崎由至会長が閉会の辞を述べた。

次回の全国大会は、10月3日に三重県で開催される予定である。



「法人会全国青年の集い」岐阜大会開催

第32回「法人会全国青年の集い」岐阜大会が、11月9日、岐阜県岐阜市の長良川国際会議場メインホールで開催され、全国の青年部会員約2500名が参加した。

中村一朗青連協会長は式典挨拶で、「平成28年度以降、すべての単体会青年部会で租税教育活動が実施され、全国の好事例を共有することで、活動の質向上を図っている」と述べ、全国の青年部会員に一層の協力を求めた。

大会式典は、加藤誠大会会長の開会の言葉で始まり、小林栄三全法連会長が主催者を代表してあいさつ、続いて国税庁 山崎浩二徴収部長、河合孝憲岐阜県副知事、柴橋正直岐阜市長の来賓祝辞をいただき、その後、各種表彰が行われた。

笠原幸治実行委員長からは、「未来を切り開く先駆けとなれ」「天下布武」発信の地 岐阜から」をスローガンに大会宣言が行われ、最後に次回開催予定地である大分の星野賢一大会会長に大会旗が伝達された。

その後、女優で国連開発計画親善大使、岐阜県図書館名誉館長を務める紺野美沙子さんが、「今私たちにできること」未来のために」と題して講演。また、式典当日の午前中に開催され



式典で挨拶する中村青連協会長

た「部会長サミット」では、「財政健全化のための健康経営推進」をテーマに、全国の青年部会長が活発な討議を行った。前日の「租税教育活動プレゼンテーション」では、全国の局連代表12法人会から租税教育活動の事例発表が行われ、投票の結果、最優秀賞は金沢法人会（石川）の「税の使いみち総選挙2018」に繋がる租税活動」、優秀賞は札幌中法人会（北海道）の「租税教育の世代間伝播」親から子へ、高校生から小学生・中学生へ」と、阿蘇法人会（熊本）の「租税キャンプIN古代の里キャンプ場」が選ばれた。

次回「法人会全国青年の集い」は、11月8日に大分県大分市で開催予定。



「全競技会場の満員」を実現して 共生社会への気づきを

東京2020パラリンピックの開催も翌年に近づいてきた。世界中から鍛え抜かれたパラアスリートが集う祭典だが、同時に「社会変革の祭典」でもあるという。偏見なく誰もが生き活きと輝く共生社会につながるものであり、来たるべき高齢社会へのレガシーともなる。大会での最大の目標は「全競技会場の満員」。それはなぜなのか。障がいにあきらめられることなく、最大限の挑戦を続けるパラアスリートの姿から、私たちが与えられる気づきはどのようなことなのか――。

――東京2020パラリンピックも次第に近づいてまいりました。まずは、これまでの日本の障がい者スポーツ発展の経緯についてお聞かせください。

最初に申し上げたいのは、多くの日本の方が知らないのですが、今回の2020東京パラリンピックは、実は世界で初めて同じ都市でやる2度目のパラリンピックなんです。世界のメンバーからは「2度目だから楽しみにしてるよ」と言われます。では1度目はいつかと言うと、1964年、東京オリンピックに続いて11月8日から5日間開催されました。日本の障がい者スポーツはこれを契機に発展してきました。この大会では、日本人選手の多くは病院や施設からの参加だったので、外国選手ほとんどは社会人として自立し、明るく活き活きと生きています。日本も早くそうした社会を目指

したいということから、翌1965年に発足したのが、私どもの日本障がい者スポーツ協会なのです。

もう一つ大きな出来事は長野1998パラリンピックです。このときはせっかくの自国開催なのでメダルに向けて頑張ろうと、競技力の向上に取り組み、結果として冬季初のコメダルをはじめ大きく躍進することができました。その経験を踏まえて、翌1999年に協会内部の委員会として発足したのが日本パラリンピック委員会です。

そして2013年に日本障がい者スポーツ協会として作ったビジョン（将来像）があります。図形的に考えると、裾野を広げる普及・拡大の活動を底辺に、斜め上に向けて競技力の向上（山を高くする）軸を伸ばすと三角形ができますが、その面積をより大きくしていくこうと。そしてそれによって目指すところは何かと言うと「活力ある共生

社会の実現」です。たとえメダルがいくつ取れたとしても、障がい者に差別のあるような社会であってはまったく意味がありません。

障がいのあるなしに関係なく、性別にも年齢にも、国籍にも関係なく、一人ひとりが個性を生かして活き活きと輝ける社会。障がい者スポーツを通じて、そのような活力ある共生社会を作っていききたいというのが目的なのです。

――障がい者スポーツの魅力やパラリンピックの意義について、どのようにお考えですか。

まず障がい者スポーツの基本理念があります。それは「失われたものを数えるのではなく、残された機能を最大限に活かす」というものです。これが重要で、大きな魅力でもあると思います。たとえば、パラリンピックの卓球に出場するアスリートの中には両手の

Profile

高橋 秀文 (たかはし ひでふみ)

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 常務理事
日本パラリンピック委員会 副委員長

東京ガスアドバイザー。1978年入社。導管企画部長、神奈川支社長、リビング本部営業第一部長・執行役員を経て2015年から現職。

ない選手がいます。彼らはどうするかというと、ラケットを口でくわえたり、肩に挟んでラリーの応酬をします。サーブのトスは足の親指と人さし指の間にボールを挟んでポーンとあげます。彼らは失われた両腕を数えるのではなく、残された機能を最大限に活かし、工夫をして限界に挑戦します。その姿は同じく障がいのある人に勇気を与えるでしょうけれども、同時に誰に対しても感銘を与え、あきらめずに可能性に挑戦する大事さを教えてくれるのです。

次にパラリンピックの意義ですが、「パラリンピアン」を通じて「人々に気づきを与える」ことだと考えています。もう少し踏み込んで言うと、オリンピックは「スポーツの祭典」ですが、それに対してパラリンピックは「社会変革の祭典」だと思っています。つまり、パラリンピアンから得た気づきから「共生社会」の重要性に気づいて、



熱く語る高橋氏

それを実現していこうという絶好の機会となる。そこへ繋がっていくからこそ価値があるということだ。

得られる「気づき」には2つあって、1つめは世の中にはバリアがあり、それをなくさなくてはいけないという「気づき」。バリアには障がいがある人に対する心のバリア、それから段差などの物理的なバリアがあります。

障がい者というと象徴的なのは車いすですが、そこに目を向けるとバリアが存在する大変さに気づきます。パラリンピックが近づいている今、できるだけ物理的なバリアをなくそうと、東京都では地下鉄などのエレベーター設置率が相当な勢いで上がっています。また、車いすのまま乗れるユニバーサルデザインのタクシーの導入も進んでいます。そのように物理的バリアをなくすことは、実は障がい者だけの問題ではありません。日本では急速に高齢

化が進んでいます。それは高齢者にとっても、あるいはバギーカーに赤ちゃんを乗せたお母さんにとってもやさしいことで、社会をそのような方向に変革していく力となっていきます。

一方、障がい者に対する心のバリアは、障がい者は特別な人、見たことがない人で、自分たちと違うと思うことが差別につながります。ところが、日本の障がい者人口は940万人で、障がい者一人につき2人の近親者がいるとすると、合わせて約2800万人。つまり国民の4〜5人に1人は障がい者もしくはその直近の関係者ということになります。そうするといて当たり前。パラリンピックをきっかけにそうしたことにも気づくわけです。

では2つ目の「気づき」は何かというと、先ほども触れた、人間は工夫すれば何でもできるという価値観です。

それにはこんな話があります。小学校で車いすラグビーの体験会を開催したときに質問タイムを設けて、子どもたちに「僕らができないと思うことを言ってみて」と尋ねるので、車いすラグビーの選手は四肢麻痺といって手も充分に動かないのですが、「爪切りで爪を切れるかな」と聞くと「切れないと思う」と答えが返ってきます。そこで彼らのやり方を教えるんです。「大きい爪切りを机の上に置いて、口で切ったテープで固定するんだ。そこに指を入れ手のひらで上からポンと押せば切

れるんだよ」と。そしてこう続けます。「君たちのようには切れないし、もし競争したら負けるだろうけど、工夫して切れたでしょう。僕らが言いたいのは、人と比較しなくていいんじゃないかな。できなかったことも、工夫すればきっとできるようなことになる。それが大事なんじゃないかなということ」。

そのあと子どもたちが書いた作文には、あきらめないで頑張ろうという思いが素直に出てきます。一生懸命工夫して、努力してやっつけている姿が素晴らしいのであり、昨日より少しでもできるようになればすごいのだという価値観。それが共生社会に繋がっていくというのがパラリンピックの力であり、意義だと思えます。

障がい者スポーツならではの**特徴**——**障がい者スポーツならではの**特徴**や見どころについて教えてください。**

障がい者スポーツという特別なものと思うかもしれませんが、実はそうではありません。「障がいを理由にあきらめるのではなく、どうしたらできるかの視点で、ルールや用具を工夫すれば不可能を可能にすることができるといのがその特徴です。

パラリンピックでは公平性という概念をとっても重視していて、フェアに競い合うためにさまざまな工夫がされています。具体的には、まずは障がいの種類や重さによって「クラス分け」をします。わかりやすい例をあげると、

オリリンピックでは男子陸上100メートルの金メダルは1つですが、パラリンピックでは16個。それぞれ障がいが違うから16種類に分け、同じ条件の中で競争しようということだ。

「競技用具の工夫」や「ルールの変更」の例としては、下肢障がいを対象とし、専用の車いすに乗って行う車いすバスケットボール、2バウンドまでの返球が認められている車いすテニスがあります。ただそれ以外の部分、コートを広さや基本的なルールはほとんど変わらません。また、全盲のランナーが走るマラソンでは、「サポーター」としてガイドランナーが並走しますが、トップランナーは42・195キロメートルを2時間30分で走り切ります。

実際に観戦すればわかりますが、己の能力を最大限引き出した選手たちのプレーは躍動感にあふれ、迫力は健常者のスポーツに引けを取りませんし、さまざまな特徴があるので、知れば知るほど奥が深く、面白いのです。

テニスの元男子シングルス世界1位のロジャー・フェデラーのインタビューで有名な話があります。日本の記者の「なぜ日本のテニス界には世界的な選手が出てこないのか」という質問に対し、「何を言ってるんだ君は？日本には国枝慎吾がいるじゃないか」と答えたのです。国枝選手は車いすテニスの部門で世界的に活躍する選手で、



グランドスラムで世界最多優勝記録を持つ国枝選手

テニスの4大会の優勝回数が世界一です。フェデラーには心のバリアがないからこそ対等なスポーツとしてそのすごさを認め、そう語ったわけです。

——では、東京2020パラリンピックの目標を教えてください。

一つは日本代表選手団の大活躍です。前回リオではメダル総数は24個でしたが金メダルはゼロだったので、メダルランキングで64位まで後退してしまいました。競技力を向上させ、そこは7位を目指したいと思います。

そしてもう一つ、東京2020パラリンピックで最大の目標として掲げているのは、「全競技会場の満員」です。それは、仮にゴールボールやボッチャ

といった日頃あまり目にしたことがない競技種目で、平日の午前中に行われる1回戦であり、また日本戦以外の外国チーム同士の試合であってもすべてです。ですから、それは大変高く難しい目標であることも確かです。

これまで過去最高のパラリンピックは2012年のロンドンと言われていきます。ロンドンでは過去最多の164か国・地域から4300名の選手が参加し、278万枚の有料チケットが初めて完売しました。20万人を超える応募の中から選ばれた7万人のボランティアの活躍も素晴らしかったと言われています。ただし、有料チケットが完売したと申しあげましたが、だからといって全競技会場が満員となったわけではありません。なぜそうなるかと言うと、一つの要因として、企業が有料チケットを購入したものの、平日の日の試合にそのチケットを使って会場に足を運ぶまでには至らなかったといったことが考えられます。

そこで「全競技会場の満員」を実現できれば世界初の大快挙ですし、それ以上に、170か国から訪れる4400人の選手たちへの「最大のおもてなし」になると考えています。おもてなしというと、とかく思い浮かぶのは、寿司、天ぷら、すき焼き、東京タワー、スカイツリーなどですが、それはパラリンピックで来日する観光客と応援する人たちへのおもてなしです。選手た

ちのほとんどは「成田・羽田の空港」「選手村」「練習・試合会場」を往復し、試合後はすぐに帰国します。一生に一度、あるいは4年に一度のビッグ大会を目指して、試合をするために来ている選手たちに対して最大のおもてなしができる場所は「試合会場」であり、ぜひ満員の会場でプレーしてもらいたいと思います。また、放映では世界人口の約7割、50億人が見ると予想されます。そこで自国の試合を応援しようとしてテレビをつけたとき、満員であつたらやはりうれしいでしょう。そして日本はパラリンピックを契機にパラスポーツを楽しむすごい国だと世界に発信することもできるのです。

「全競技会場の満員」を目指すもう一つの理由は、世界から選ばれた選手たちはトップアスリートですから、その姿を見れば必ず魂が揺さぶられると思うからです。たとえば、手のない選手が懸命に、しかも圧倒的なスピードで泳いでいる。一目ですぐいとわかる。そうすると、障がいに対する偏見や差別がいっぺんになくなって、心のバリアが消え、それが共生社会に繋がっていくはずなんです。マザー・テレサの「愛情の反対は憎しみではない。愛情の反対は無関心である」という言葉があります。本番会場をぜひ見てくださいます。見ただけならば認識が変わり、認識が

変われば行動が変わるからなのです。

——その目標を達成するために、どのような取り組みをされていますか。

やはりファンづくりというのが大きなテーマです。そのためには面白いと思ってもらわないといけないので、今外国の強い選手やチームを呼んで、次々に試合を行っています。

たとえば群馬で主催したジャパンパラという大会では、義足で走り幅跳び8メートル40という世界記録を持つマルクス・レームという選手を呼びました。ちなみにこの距離は健常者の日本記録より上なのですが、そういう選手がくるとやはり見に行きたいとなります。先日の横浜水泳ではリオの金メダリストを7人呼びましたが、横浜を見に来た人は絶対に本番も観戦したいと言います。そして来年の夏には、日本も含む車いすラグビーの世界一決定戦を招致することも決定しました。

障がい者スポーツをぜひ一度見に来ていただきたい。そしてそこで最後にお願ひがあります。観戦したら必ず2人の人に魅力を伝えて、パラリンピックに行こうと勧めてほしいのです。2の22乗で、2人だけを22回繰り返すと419万人になり、それだけの人が足を運べば全競技会場が満員になります。まずは身近な人2人に、ぜひパラリンピックの魅力を伝えてください。

各政党及び省庁に 来年度税制改正要望を実施

平成31年度税制改正に向け、全法連は10月12月の3か月間、税制委員会の柳田道康委員長が中心となり、自民党など各政党と省庁に対して提言活動を行った。

政党関係では、10月30日、国民民主党「第二部会（財金・総務・決算）税制改正団体ヒアリング（小林正夫部会長）」に出席。11月7日、自民党「予算・税制等に関する政策懇談会（津島淳財政・金融・証券関係団体委員長）」に、14日は公明党「平成31年度税制改正要望等ヒアリング（竹内譲財政金融部会長）」、22日は立憲民主党「財務金融部会・税制調査会 税制改正要望に関するヒアリング（川内博史財務金融部会長）」に出席した。

各党に対して中小企業向け税制措置を拡充し本則化することをはじめ、消費税引き上げに伴う対応措置、事業承継税制の拡充、行政改革の断行等を強く求めた。この他、参議院の比例代表選出議員等に対してはそれぞれ提言書を送付している。

また、省庁に対しては、財務省の鈴木馨祐副大臣、総務省の内藤尚志自治税務局長、中小企業庁の安藤久佳長官



鈴木馨祐財務副大臣（左）に提言書を手渡す柳田税制委員長

等と面談し、法人会提言を来年度税制改正に反映させるよう求めた（提言活動の様子は、全法連ホームページをご覧ください）。

このほか、県連、単位会においても、地元選出国會議員、地方自治体、議会に対して提言活動を実施した。

ご存知ですか？ 「法人インフォメーション」

法人インフォメーションとは法人番号をキーに、政府が保有する法人活動情報（調達、表彰、補助金等）を集約し、経済産業省が、インターネット上で公開・運用しているサイトである。当サイトでは、法人番号や法人名から特定の法人活動情報を検索でき、所在地や営業項目等の属性からも法人を抽出することができる。

活用例としては、契約相手となる法人について、国からの受託実績や表彰情報等を確認し、信用調査の補完を行うことや、国からの事業受託実績により、法人の業務分野や得意分野を把握し、自社との連携可能性のある法人を抽出すること等が挙げられる。

API（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）機能を利用した法人活動情報の取得も可能。また、このサイトの法人活動情報と民間が保有する企業情報を、法人番号をキーに連携することで、より付加価値の高い法人情報を提供するサービスも開始されている。

サイトの掲載情報は順次追加されるので、法人検索での利用のほか、API機能による情報連携など、ビジネスへの活用等も図っていただきたい。

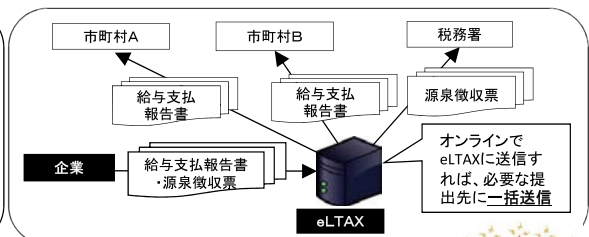
URL : <https://hojin-info.go.jp>

大法人の電子申告（e-Tax・eLTAX） が義務化されます！！

- 対象となる法人は、内国法人のうち資本金の額等が1億円を超える法人又は、相互会社、投資法人及び特定目的会社等
- e-Tax（法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税）、eLTAX（法人住民税、法人事業税）の確定申告書、中間（予定）申告書及び修正申告書が対象
- 平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用
- 電子申告義務化とともに申告データを円滑に電子提出できるよう利便性の向上を図ります。

支払報告書・源泉徴収票の提出はeLTAXで！！

eLTAXでは、地方と国にそれぞれ提出義務のある給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成し、送信することができます。



e-Taxイメージキャラクター イータ君

一般社団法人地方税電子化協議会 ・ 総務省 ・ 国税庁



eLTAXイメージキャラクター エルレンジャー



〈法人会〉

税金クイズラリー 「税探偵 けんたの大冒険」

〔郡山〕郡山法人会
(福島) 青年部会は、

11月4日に市内目抜き通りで開催された郡山市中央商店街振

興組合主催の「なまち夢通りウィンターフェスティバル 2018」で、税金クイズラリーを実施した。

子どもたちに税のしくみや大切さを楽しく学んでもらうために企画したこのイベントは、商店街の10か所に設け



たポイントで税に関するクイズに挑戦しながらキーワードを集め、「小学生の税に関する標語」の入賞作品を完成させるというもの。

街中を走り回った参加者の小・中学生約100名からは「税について楽しく学べた」という嬉しい反響が寄せられた。当日は、郡山税務署からもクイズ出題やメインステージでの解説に協力してもらい、多くの一般市民に税を考える週間の広報、税の啓発活動を行い、身体と頭を使う企画で盛況のうちに終わることができた。

手作り介護用品贈呈式

〔宇都宮〕9月11日、宇都宮法人会(栃

木) 女性部会では国立病院機構宇都宮病院で、手作りエプロン100枚の贈呈式を行った。社会貢献活動の一環として、平成11年に3名の委員で始めた事業も今年でなんと20年目。毎年、病院の希望を基に重度障がい者のための介護用品を作製しており、これまで延べ663名の参加で約770作品を贈った実績がある。

今年のリクエストは食事の時の汚れ防止用エプロン。明るくかわいい表地に防水シートを重ね、周りをバイヤス



テープでくるんで仕上げた。心がかもっていて使い勝手が良いと、院長やスタッフの方々からたくさん感謝の言葉をいただいた。

地元紙にも何度か掲載されているが、今年には下野新聞で写真と共に紹介され、多くの方々に活動の周知もできた。部会員が集まって行う作製会は、布の裁断・ミシンかけなど年々手際がよくなり会員相互の親睦にも繋がり、今後也更に協力・持続していく方針である。

北海道連・町田法人会 「国税庁長官感謝状」

〔全法連〕10月24日、財務省・国税庁主

催の平成30年度財務大臣・国税庁長官納税表彰式が行われた。表彰式では、藤井健志国税庁長官から、北海道連と町田法人会に「国税庁長官感謝状」が贈呈された。これは本年度から始まった表彰で、日頃からの税務行政への協力に加え、最近の活動において特に顕著な功績があった団体(全国で5団体)に対して贈られたものである。

〈北海道法人会連合会〉活動困難な他団体支援を同連合会の活動方針としており、平成27年以降、単独での活動が厳しい6団体を支援(昨事務年度は4団体)した。

〈町田法人会〉解散の危機にあった複数の団体事務局を支援したほか、税に



関する「標語」「絵はがき」「中学生の作文」の表彰式を合同で実施した。

いずれも、団体活動の活性化に取り組んでおり、税務行政の円滑な運営等に貢献があったと評価された。

租税教育の副読本

〔阿波麻植〕阿波麻植法人会(徳島)は、青年部会が行っている租税教室用に副読本(A4判14頁)を制作し、阿波市と吉野川市の小中学校に配布した。古来より伝わる阿波忌部一族の足跡や、天皇家の儀式を司ってきた重要な役割、千葉県安房地域から関東方面に及ぶ開拓の史実などに基づき、各神社の写真や租税の歴史とともに紹介している。



2019年は新天皇の即位、11月には大嘗祭の挙行も決定しており、これに使われる「籠服織り」を阿波忌部の末裔である三木家が献上(調進)する。これまで地元でありながら子どもたちに伝えきれていなかった故事も踏まえ、歴代の天皇に係わってきた忌部氏の歴史を将来に繋げるため、法人会名の一部である麻植の伝統と共に、地域の方々と一緒に見守り続けていきたい。

県連主導で効果的 研修参加率の向上策

〔愛媛県連〕愛媛県連は、所属単位の事務局が少人数で運営している現状を受け、県連主導による共催の研修事業を実施している。具体的には企画や案内状の作成等で、経費も公的助成金を活用し支援を行っているが、それにより研修参加率は160%以上という高い数字を実現。背景の一つには会員メリットとして県内統一の研修が必要だという金融機関からの要望もあった。奏功した事業は次のとおり。

パソコン講座(I-T支援、e-TAX推進)／自主点検チェックシート有効活用セミナー(融資の割引制度を普及、各税務署統括官が講師)／新設法人説明会(税務署と共催、税務と社会保障等)／働き方改革関連法説明会(労働基準監督署が講師、商工会議所と共催)



／会計啓発普及セミナー(中小企業整備機構と共催)／経理担当者養成講座(経理の基礎から決算処理、給与計算等、社会・労務保険の実務を税理士・社労士が解説)

復興を目指せ! トロッコ列車で租税教室

〔熊本県連〕熊本県連の青年部会連絡協議会・女性部会連絡協議会は、10月28日、阿蘇郡高森町で「第7回くまもとzei税ウォーキングin高森町」を開催した。

これは、小学校高学年を対象に、熊本地震の影響で部分開業となっている



南阿蘇鉄道のトロッコ列車に乗りながら、途中駅などで税に関するクイズに答え、税の使い道や役割等を楽しく学んでもらおうというもの。
本年度7回目の事業であったが、場所や内容を一新したため、企画から準備までは大変だった。しかし、当日は好天にも恵まれ、県下から小学生とその保護者約100名が参加。「トロッコ列車は初めての経験で良い思い出ができた」、「熊本地震の復旧・復興のためには皆さんの税金が使われていることを知り、税金の有り難さがよく分かった」などの感想が寄せられ、子どもたちの笑顔に運営スタッフも充実した表情を見せていた。

社会保障に思わぬ影響 拡大ありきの外国人受け入れ

M・K

安倍晋三政権が外国人の大量受け入れに向けて、政策の舵を大きく切り始めた。来年度から新たな在留資格を創設し、単純労働を容認しようというのだ。実質的な永住にも道を開く。背景には深刻化する人手不足がある。ただ、外国人の急増は、医療の想定外の利用など社会保障制度への影響が懸念される。拙速に進めれば、社会の混乱は必至だ。

母国に残る家族にも医療費

新制度は2段階方式に分かれる。まずは、一定の技能を持つ人を「特定技能1号」として、これまで認め てこなかった単純労働を解禁する。ただし、滞在期間は最長5年とし、家族の帯同は認めない。1号のうち、難しい日本語と熟練した技能を身に付けた人は「特定技能2号」に移行できるようにする。2号になると、定期的な審査はあるものの、家族の帯同を含めた事実上の永住が認められる。安倍政権が外国人労働者の受け入れ拡大を急ぐのは、産業界から強い要望があるためだ。少子高齢化の影響から、近年「人手不足倒産」が増

大してきている。

外国人労働者の受け入れを拡大すれば、目先の人手不足の解消には一定の効果が上がるだろう。だが、人口減少下での受け入れ拡大は思わぬ形で影響を及ぼす。それは社会保障分野も例外ではない。

例えば、医療だ。健康保険の「扶養家族」には国内居住要件がない。すなわち、外国人労働者が母国に残してきた家族の医療費まで保険料や税金で負担することになる。

厚生労働省は扶養家族の認定にあたっては公的証明書の提出を求めるよう指導をしているが、国によってはその見極め自体が難しい。

不正受給の増大も懸念されている。与党内の議論では「高度で安い日本

の医療を受ける目的で、労働者として来日するケースも考えられる」といった指摘があった。「来日してから、重い病気を患ったり、精神疾患で仕事を辞めてしまったりしても、追い返すようなことはできない」といった失業保険や生活保護の増大を不安視する声も上がった。

全員帰国なら介護現場混乱

年金では不公平感が広がりそうだが、受給資格を得るには10年必要だが、これを満たさずに帰国すれば、日本で納めた保険料は無駄となる。

反対に、永住することになった場合、来日後の分しか保険料を納められない。来日時の年齢にもよるが、20歳から納める日本人と比べて受給額が低くなる傾向にある。将来的に低年金の永住者が続出すれば、大きな社会問題ともなり得る。

一方、全く異なる視点からも社会保障への影響が心配される。介護現場の混乱だ。

外国人労働者というのは、日本人

の就業が進まない職種ほど期待も大きい。とりわけ、介護分野だ。受け入れが進めば進むほど、彼ら抜きには成り立たない職場も増えるが、外国人労働者がずっと安定的に来日する保証はない。

日本の経済状況が悪化したり、人材送り出し国と日本とが外交衝突を起したりすれば、一斉に引き上げてしまうことも考えられる。

依存度が高まった段階で、当て込んだ人数を確保できなくなれば、介護現場のみならず、日本社会全体が混乱に陥るだろう。

大規模に受け入れるには、かなり入念な受け入れ態勢を築いておくところが不可欠である。

ところが、安倍政権の対応は「受け入れありき」で、態勢づくりは決定的に遅れているのが実情だ。

政府は社会保障制度上の欠陥を修正する法改正を次期通常国会で予定するが、思わぬ社会コスト増で、より多くの負担を強いられるのは将来世代だ。急いでは事をし損じる。

「消費増税に対処する年」

本年10月1日から消費税率が10%に引き上がり、同時に酒を除く飲食料品と、定期購読の新聞に8%の軽減税率が導入されます。この機会に改めて、消費税率導入から今日までの議論を振り返ってみてみたいと思います。

消費税率が導入されたのは平成元年（1989年）4月なので、平成という時代は消費税率とともに始まったといえるでしょう。

87年に中曽根総理（当時）が「売上税」という名称で法案化しましたが、「大型間接税は導入しない」という選挙公約違反ではないかと野党が反対し、廃案に追い込まれました。この時自民党幹事長だった竹下さん（後の総理）が、汗をかいて野党を説得し、衆議院議長を幹旋を経て「消費税率」が誕生します。

筆者は、竹下総理が「消費税率は総合芸術だわな」とおっしゃっているのを聞いた記憶があります。意味するところは、消費税率というのは、経済・財政の理論や税理論としていくら正しくても、国民が

納得しなければ導入はできない、さらに国会で法律を通過させる必要があるわけで、そのためには周到な野党への根回しが必要となる。つまり政治家としての究極の技量が必要となる、そのような意味であつたと記憶しています。

一方で政治家の中には、「増税は政治家にとって、ババを引くようなもの」という方もいます。しかし、自らの進退と引き換えに消費税率法案を成立させた竹下総理が、そのことによって、戦後最も優れた総理として評価されていることを見れば、消費税率導入や引き上げの決断というのは、政治家にとって決してババではなく、勲章なのではないでしょうか。

その後橋本内閣での5%への引き上げを経て、小泉総理の時代になるのですが、小泉さんは「消費税率は私の在任中上げない・・・歳出削減をどんどん切り詰めていけば、（削減は）やめてほしいという声が出てくる。増税をしてもいいから必要な施策をやってくれという状況になってくるまで・・・歳出

削減を徹底していく」と、2006年6月22日に開催された自身最後の経済財政諮問会議で発言しておられます。小泉時代、経済回復に伴い財政は増税をしなくてもそこそこ回復しましたが、08年にリーマンショックが起き、高齢化も一層進行しているため、社会保障費の削減もいよいよ限界に近付いて来ました。

このような状況の中、政権交代した民主党（当時）の下で、税・社会保障一体改革の議論が行われ、10%への引き上げが三党で合意されました。この合意の含意は、消費税率の引き上げ問題は、政争の具にしないということでした。

法律の成立直後に政権は自公政権に交代、安倍政権下で2014年4月から8%に引き上げられるわけですが、駆け込み需要とその反動もあり、経済に大きな影響を与えたことから、10%への引き上げは2度延期され、平成の次の時代へと引き継がれます。すでにわが国税収（国税）の30%が消費税率で賄われています。そ

の税収は、高齢化の進行の下で、医療・介護・年金の財源となり、さらには全世代型消費税率というところで、子育てや教育にまで使途を拡大しています。曲がりなりにも欧州諸国並みの社会保障水準を維持できているのは、消費税率のおかげといってもおかしくはないでしょう。

消費税率は、勤労の成果である「所得」に課税するのではなく、欲望を満たす「消費」に課税するので、哲学的にも優れているというのが欧州諸国の考え方です。また輸出の際には、現地で課税され、わが国では還付される仕向け地課税制度なので、国際競争力を弱めないというメリットを持つ税です。

トランプ政権の下で米国の保護主義が強まったり、米中関係が悪化するなど、わが国を取り巻く経済環境は不確実性が増しています。短期的な消費税率の需要減にしっかりと対策をすることで、消費税率10%を実現し、全世代型社会保障を移行してほしいと思います。

名義預金と相続財産

Q

亡父に係わる相続税について税務調査を受け、父が生前三人の孫（私の子）のために蓄えてくれた孫名義の預金計三千万円は、名義預金として相続財産に加算し修正申告するよう指示されました。孫名義の預金なのに、何故相続財産になるのでしょうか。

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

名義預金は

「贈与」の事実が鍵になる

A

相続税の課税財産は、被相続人に帰属する財産によって構成されますので、原則として、相続時の被相続人名義の財産によることになります。この場合、よく問題となるのが、相続発生時に、被相続人以外の家族名義の財産の取扱いです。その中でも、特に、名義預金が問題になります。「名義預金」とは、法律上の用語ではないのですが、一般に、その預金が、形式的には被相続人以外の者（家族）の名義であっても、実質的に被相続人に帰属するものをいいます。同じように、「名義株式」という用語もよくつかわれます。

このような名義預金については、主として、二つの形態に区分できます。

一つは、被相続人が、生前、自らその預貯金を家族名義で分散しておくもので、その預金通帳及び印鑑の管理も当該被相続人が独自に行っている場合が多く、当該名義変更等について当事者間において贈与の認識が薄い場合が多いものです。

二つは、被相続人が、子や孫に対する贈与の意思を持って、子や孫の名義で預金をすることです。この場合、当該家族の間で贈与（契約）が成立していたか否かが問題になりますが、その贈与の根拠として、贈与契約（書）の有無、贈与税の申告の有無、預金通帳及び印鑑の管理状態等が問題になります。

このような名義預金相続財産に該

当するかどうかは、裁判でもよく争われますが、裁判所では、次のような観点から相続財産に該当するかどうかを判断しています（札幌地裁平成二六年七月三〇日判決）。

「被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時に被相続人に帰属するものであったといえるかどうかは、当該財産又はその取得原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産を管理及び運用する者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。」

ご質問のケースについては、税務調査の際、その名義預金がどのような状態で発覚したのか、あるいは、その名

義預金がどのような事情（贈与の有無等）で形成され、預金通帳・印鑑等がどのように管理されていたのか等が定かではありませんので、それらを想定した上で、前述の裁判所の考え方に基づいて説明させて頂きます。

もし、被相続人が単独で孫名義の預金を作り、通帳・印鑑等を管理している、「この預金は孫のために使うこと」等の被相続人のメモがあったことが税務調査で明らかにされると、「贈与」があったとも認め難く、相続財産として認定されることになると思います。

他方、被相続人が、生前から、孫に對して所定の金員を贈与することを約し、例えば、贈与税の非課税限度の年一一〇万円ずつ孫名義の預金とし、その「贈与」を孫が小さければその親に明確に約束し（契約書があればなおよい）、通帳及び印鑑もその親が管理することにし、被相続人の支配から完全に離れているようにしていたら、名義預金として相続財産と認定することは困難であると考えられます（人によっては、年一一万円ずつ贈与し、一千万円の贈与税を払っている人もいます）。実際には、右の例の中間的な事実の下に、当該名義預金の帰属が争われることになるかと思いますが、結局、前述の判決がいうように、それぞれの諸事情を「総合考慮」して判断されることになるでしょう。

実践 税務調査

税理士 牧野 義博



売上除外をして調査対象法人の役員らの各預金口座に振り込まれた金員は、事後に役員からの返還債務が発生した場合であっても、当該役員らが現実に取得している限り、役員らの給与に該当するとした事例です。

調査官 調査対象法人の売上げの対価である金額が複数の役員名義の預金口

役員賞与支払の事実の認定

座に振り込まれています。これはどういうことですか。

担当者 役員らが廃棄処分予定の〇〇を販売したものであり、役員らには、〇〇の販売代金が当社の売上げになるという認識がありませんでした。

調査官 本件金額は、調査対象法人の〇〇の販売に係る対価で、調査対象法人に帰属すべき資産であるにもかかわらず、役員らが管理して生活口座等として自由に利用し、各事業年度の貸借対照表の預金勘定に計上されていない各預金口座に振り込まれ、役員らが任意に処分できる状態になったことからすれば、本件金額は、役員らが調査対象法人の事業活動を通じて得た利得であり、各預金口座に振り込まれた時点で役員に帰属したと言え、その利得は法人の代表者等がその地位及び権限に対して受けた給与であると認められます。

法律的にも、法人の代表者等が法人経営の実権を掌握し、法人を実質的に支配している事情がある場合には、法人の代表者等が当該法人の事業活動を通じて得た利得は、給与支出の外形を有しない利得であっても、それが法人の資産から支出されたと認められる場

合には、その利得は、法人の代表者等がその地位及び権限に対して受けた給与等であると解されます。

担当者 法人の代表者等が法人経営の実権を掌握し、法人を実質的に支配していると言う証拠はあるのですか。

調査官 役員らは、調査対象法人の株式の3分の1ずつを保有し、臨時株主総会議事録に示されているように、役員らの決議の下に経営方針が決定運営されており、役員らが法人経営の実権を掌握し、法人を支配していることは明白です。

担当者 当社では、〇〇の販売の事実が判明した際に、関与税理士の事務所において株主総会を開き、役員らの〇〇の売上げは、当社へ返金する旨決議をしています。このことからすると、各金額は当社の意思決定の下に役員らへ支給されたとは言えません。

従って、給与には該当しないと思います。

調査官 しかし、所得税法では、納税者の認識にかかわらず、あくまで事実として発生した経済的利益状態に着目して、これを所得として課税対象としているところ、本件金額が、各預金口座に振り込まれた時点で役員らに対す

る給与に該当するのは当然であり、役員らの認識の有無が判断を左右するものではありません。

また、たとえ経済的利益の原因となった事柄につき、事後に返還債務が発生した場合であっても、現実に経済的利益を取得した限り、その時点で給与に該当すべきであるから、この点に関する調査対象法人の主張は採用できません。

後日、この案件は国税不服審判所で審査請求となりましたが、国税当局の主張どおりの裁決結果となりました。



イラスト 渡辺 正義



「野菜の定義とは」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

行政、生産、消費などの分野で違い、見解の一致は困難

日本人は全世代にわたって野菜の摂取量が少ない、と厚生省から指摘されています。メタボ体型を気にして新年から野菜の多い食生活に切り替えた人も多いでしょうが、では、その野菜とは何かと問われて、きちんと答えられる人は専門家でさえ皆無に近いと言われています。

何を野菜とするかは国によっても異なり、欧米の多くで米はベジタブルとされています。米を穀物とする日本では、野菜とは「主に副産物として田畑で栽培される草本植物。但し、加工を前提としない」と傳承されてきました。簡単に言えば、「稲作の合い間に作られ、生に近い状態で食べられて、一年で茎の枯れる植物」ということでしょうか。

行政の総元締め農水省も基本的にはこれを踏襲していますが、巷間では「野菜とは青物」が一般的でした。しかし、青くない作物の生産農

家は面白くありません。また背中の青い魚もそう呼ばれていたもので、野菜とは何かの議論は絶えず、八百屋で売っている物を野菜としよう、という妥協話もあったほどです。

このほか園芸学者や自治体からの異論があれば、農水省の黙認もあって、市場での扱いはばらばらです。それぞれが「野菜に定義はない」と認識し合っているのが実情です。

争論の多い果物、芋類、豆類

さて農水省はどこを食べるかで決める「需要部位別分類法」で数ある野菜を振り分けています。根っこを食べるダイコン、ニンジンなどは「根菜類」、葉や茎を食べるホウレンソウ、キャベツなどは「葉茎菜類」、実の部分を食べるナス、トマトなどは「果菜類」といった案配です。

その中にある「果実的野菜」とは、イチゴ、メロン、スイカなどのことです。これらは苗を植えて1年で収穫できるので野菜とされました。し

かし作る側も食べる側も野菜と思う人はまずいまいでしょう。果物とは木になるものに限られています。

需要の多い芋類も争論のタネです。農水省は根菜類に入れていますが、主食にもなるサツマイモやジャガイモを自治体の多くは、穀物とするか芋類として独立させています。消費者が野菜と思っているのはサトイモ、ヤマイモぐらいのようです。

豆類の大豆も極めて複雑です。成長して間もないエダマメは野菜とされ、乾燥・保存させると穀物に入ったりしています。そして穀物の大豆が発芽してできるマメモヤシは野菜に戻ります。蛋白質が多くて、畑の肉」とも呼ばれる大豆は納豆、豆腐、味噌、醤油など市民生活に密着した加工食品の王様でもあります。

緑黄色野菜と淡色野菜の違いは？

栄養価が高いと評判の緑黄色野菜は色付き野菜と思われがちですが、実は色とは関係ありません。「可食

部100g中にカロテンを600μg・β-カロテン以上を含む野菜」。これが同じ省庁でも厚生省の定めた規定です。カロテンとは人の体内でビタミンAに変換する栄養素で、以前はカロチンと呼ばれていました。含有量の多い野菜の上位三傑は青ジソ、モロヘイヤ、ニンジンです。人気のピーマン、トマトは規格外なのですが、「広く食べられているから」と加えられました。こうした「目こぼし組」を含む総数は46種になります。

この緑黄色野菜から外れたのが淡色野菜です。ハクサイ、ダイコンが代表格ですが、色の濃いナス、キュウリも入っています。そして重要なのは、淡色野菜には食物繊維が多いので、緑黄色野菜より多く食べるようにと勧められていることです。

もう一つ、野菜とは何かと同じく、野菜は何種類あるのかも答えに窮する難題です。日本の原種は約150種と言われますが、次々と品種改良されているので、市場に出回る総数はとても把握できないのです。

以上を総括すると、どの野菜が体に良いかには余りこだわらず、なるべく多くの種類を食することではな



災害に効く「火災保険」でも、詐欺にはご用心！

ことしは、「火災保険」の保険料が、4年ぶりに平均約5%値上げになると言われています。

火災は、起きている件数だけを見ると年々減ってきています。それなのになぜ、「火災保険」の保険料が値上がりしているのかといえば、「火災保険」は、火災だけでなく自然災害にも対応する保険だからです。

多くの「火災保険」は、火災だけではなく、落雷、ガス爆発などの破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災などに対応しています（部分免除のケースも含みます）。また、補償の対象に水災が付いている「火災保険」も少なくありません。このため、火災の件数そのものは減っていても、災害が増えているので支払い額は増加し、そのために保険料が値上がりするのです。

しかも、この値上がりは2019年にとどまりません。なぜなら今年見込まれる値上げは、数年前に起きた自然災害を対象としたもので、昨年の数々の大災害については保険料に加味されていないからです。

2018年に起こった数々の大災害で支払われる保険金が加味された来年以降の「火災保険」の保険料は、また上がることが予想されます。それなら、負担が増えるであろう「火災保険」の保険料を安くするにはどうすればいいか。

「火災保険」は、最長10年までまとめ払いできます。10年払いにすれば、約8.2年分の保険料ですみます。

また、インターネットで、欲しい補償だけがつけられるという保険も出てきています。たとえば、ある損害保険会社が出したインターネットで加入できる火災保険は、火災、落雷、破裂・爆発だけはセットになっていますが、風災、水災、水漏れなどの補償は、必要に応じて自分で選んでセットすることができます。マンション住まいの方が、床上浸水などの心配はないので水災補償は必要ないけれど、もし上の階からの水漏れで建物等に損害を受けた場合に備えて水漏れ補償はつけようとか、逆に一戸建てなので水漏れ補償はいらぬが、床上浸水には備えたいなど、建物の状況に合わせて考えて選べます。選ぶものが少ないと、そのぶん保険料も安くなります。

★「保険金で修繕詐欺」も年々増えている

「火災保険」の自然災害補償を逆手に取った「保険金で修繕詐欺」が横行しています。なんと、10年で10倍近くになっているそうです。

「火災保険」は前述の通り、自然災害も補償しているものが多いので、災害が起きると「保険金を使って、無料で住宅の修繕ができます」というような電話の勧誘や家への訪問が増えます。こうした業者の中に、詐欺師が紛れ込んでいて、最終的には法外なお金を払わされるケースが跡を絶たないのだそうです。

手口は、まず災害などで被害を受けたお宅に電話や訪問でコンタクトを取り、「火災保険に入っていれば、自己負担なしで修理できますよ」と話を持ちかけます。保険で無料の修繕ができるのならと家に入ると、内外を見て回り「屋根もだいぶ古くなっていますから、これも台風の被害にあったということで、保険で無料で直してもらいましょう」と言い修繕箇所を増やし、後日、見積書や図面を持参。そこで、修繕の請け負い契約をさせます。さらに、保険金をたくさん出してもらえる請求をすることで「請求手続き代行契約」や「申請サポート契約」を結ばせるのです。

ただ、台風で飛んだ瓦の修繕費は出ても、当然ですが老朽化した屋根の修繕費などは保険では出ません。おかしいなと思った家主が、工事するのをやめようとする、[契約までして、うちで工事しないなら違約金を払ってください]と脅し、キャンセル料50%などという法外な金額を請求してきます。運よく全部が台風による被害と認められ、全額を保険で直せるケースもありますが、その時には、馬鹿高い「請求手続き代行契約料」や「申請サポート契約料」を要求してきます。

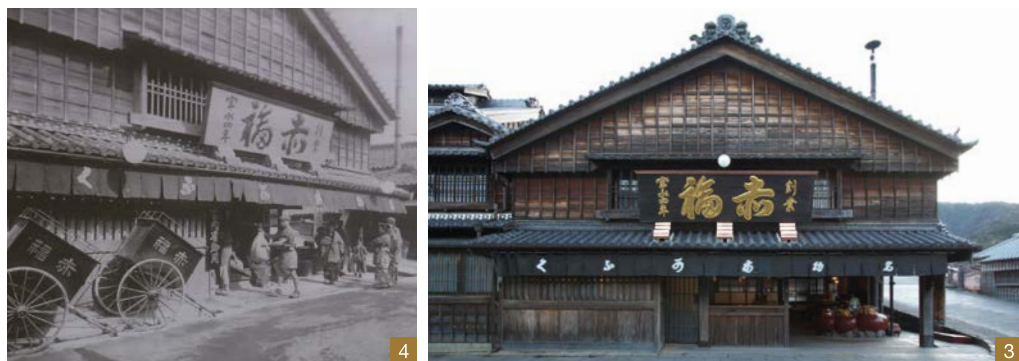
もし最初から、加入している「火災保険」の代理店に電話していれば、こんな事件に巻き込まれずに済んだはず。けれど、被災し気落ちしていると、なかなかそこまで気がまわらない。その心の空白を、詐欺師は突いてきますから、くれぐれもご用心！

老舗の肖像

file: 007

株式会社 赤福 伊勢法人会
創業 宝永四年 — Since 1707

AKAFUKU CO., LTD.



伊勢土産と言えば、「赤福」。全国レベルの知名度を誇る餅菓子の名を、そのまま社名とした三重県

伊勢市の株式会社赤福の創業は、宝永四年（1707）、江戸時代中期とされている。「赤福」は、赤子のような偽りのない真心をもって、人々の幸せを喜ぶことを意味する「赤心慶福」がその名の由来だ。

江戸時代、現世利益を願う庶民や農民の間で大流行した「お伊勢参り」。江戸から15日、東北からそれ以上の参詣の旅は、決して楽ではなく、経済的にも体力的にも重い負担が強いられた。そこに、参詣者をもてなす風習が次第に広がる。旅の終着点でもある内宮前町には、旅人をもてなす餅屋が軒を連ね、その一つが赤福であった。当時の赤福餅は、甘い菓子というより、塩味餡の食事として供されていたと考えられている。江戸時代末期は餡に黒砂糖を、その後、明治四十四年（1911）の昭和憲皇太后への献上を機に白砂糖

真心をつくす老舗の美学

代表取締役社長 濱田 勝子

を用い、餡を五十鈴川のせせらぎに、餅を川底の小石に見立てた、現在の「ほまれの赤福」となる。

第二次世界大戦後、赤福は創業初の長期休業を行う。「ヤミ物資を使ってまで品質を落とした商品は作らない」という決断だ。しかし、昭和二十九年（1954）の再開と同時に株式会社を設立し、新規販路拡大等で、飛躍を遂げる。小豆は北海道産、もち米は国産。原材料へのこだわりは、今も変わらない。一方で、伊勢市内の製造工場では、かつての手作業工程を自動化し、効率化と、より美しい商品づくりへの技術革新に挑み続ける。

昭和五十年代、国道新設の余波で活気を失った旧参宮街道を、巨額の自社資金を投じた町並み再生事業で見事に復活させた赤福。現在街道は、伊勢の人気観光スポットとして賑わう。町並みがあつて、赤福がある。自分や他人の幸せを喜ぶ偽りの無い真心は、経営の神髄として大切に受け継がれている。

Company Profile

株式会社 赤福 本社所在地 ■ 三重県伊勢市宇治中之切町26番地 0596-22-2154 (代)
業種 ■ 和菓子の製造・販売、店舗の企画・運営 従業員数 ■ 570名 <http://www.akafuku.co.jp/>

1 伊勢土産の代表格、赤福餅 2 本店のほか数店舗で楽しめるお召し上がり「盆」。特別にブレンドされた有機栽培の伊勢茶付で税込210円 3 伊勢神宮の内宮へと続く「おはらい町通り」の本店は堂々たる老舗の風格、朝の参拝者をもてなすために5時から営業する 4 築140年の本店の金看板は、明治20年に創業180周年を記念して作られ、節目ごとに化粧直しし今に伝わる

明治三十九年(1906)九月、七尾湾を臨む北陸随一の和倉温泉に新しい宿が誕生した。12室30名収容の小さな宿は、加賀百万石の如く大きく飛躍してほしいと加賀屋と名付けられた。

時代と共に、顧客からの要望も多様化する。その変化を敏感に捉え、的確に伝えることで、加賀屋は進化してきた。場に応じて機転を利かせ、お客様のニーズを先読みする「気働き」。お客様に「ノ」と言わない真剣勝負さながらの加賀屋イズム。このおもてなし文化を確立させたのが、先代女将の小田孝であった。秘策はない。ただひたすら、顧客一人一人への小さな気配りと、心配りを繰り返してきた。今日でも「笑顔で気働き」はモットーとして受け継がれ、控えめな日本独自の風流さも大切に、最高レベルのおもてなしを実践している。

「プロが選ぶ日本のホテル・旅館100選」の総合第一位に36年

日本が誇る、感動のおもてなし

代表取締役社長 小田 與之彦

連続で君臨し、日本一の旅館と賞される加賀屋だが、その挑戦は国内にとどまらない。2010年、台湾に日勝生加賀屋を開業し、初の海外進出を果たす。もちろん、台湾でも加賀屋のおもてなしは高く評価され、それがきっかけで訪日する客も少なくなる。現在では年間一万五千人もの宿泊客を海外から迎えている。

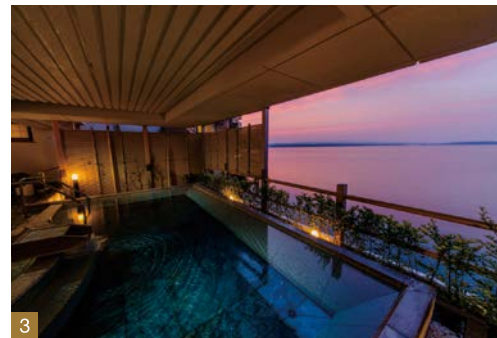
百年という時を経て、232室1400名を収容する規模となり、ナショナルブランドからグローバルブランドへと成長した加賀屋。顧客満足度と同様に社員満足度を向上する取り組みにも余念がない。企業内保育園や料理自動搬送システムはおもてなしの要となる女性社員のためのもの。環境を改善し、社員が生き生きと働ける職場にする。そこに比類無きおもてなしの源泉がある。多様化、個性化、また高度化するお客様の要望に応えるため、加賀屋の飽くなき挑戦は今日も続いている。

Portrait of the
LONG ESTABLISHED
COMPANY

file:
008

株式会社 加賀屋 七尾法人会
創業 明治三十九年 — Since 1906

KAGAYA CO., LTD.



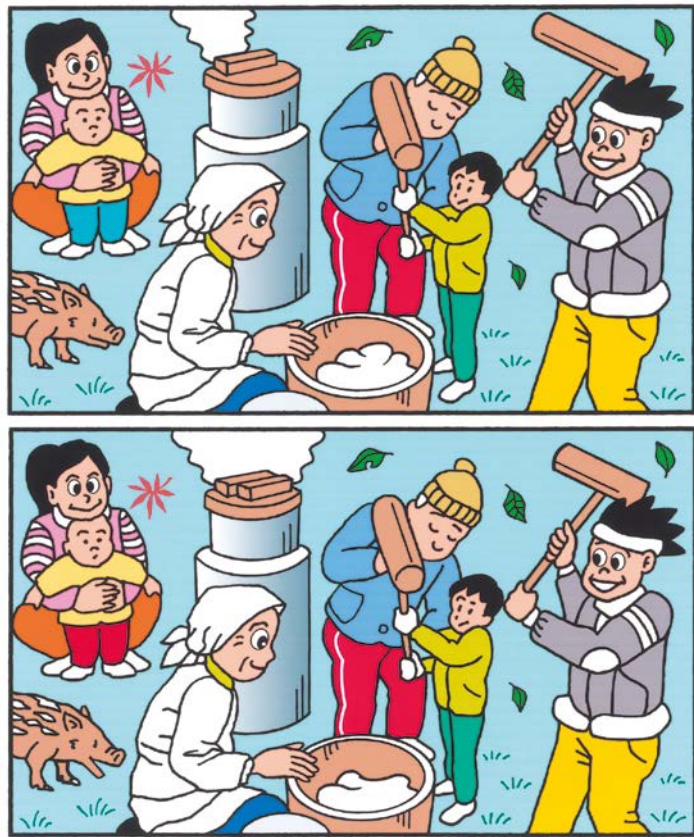
1 雪月花、能登清亭、能登客殿、能登本陣の四棟から成る
2 5代目となる小田與之彦氏
3 露天風呂からは穏やかな七尾湾を望む
4 開業当時は和倉温泉の小さな旅館だった

株式会社 加賀屋 本社所在地 ■ 石川県七尾市和倉町三郎80番地 0767-62-1111 (大代表)
業種 ■ 旅館業 従業員数 ■ 加賀屋グループ1,085名 <https://www.kagaya.co.jp/>

Company Profile

たいへん日和

② 柴 昭一



間違いさがし

2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな？ 答えはこのページの下にあります。

法人会のTVCMを放送しています

現在、学生から経営者まで幅広く視聴されているビジネス情報番組「賢者の選択 Leaders (BS12)」の中で30秒の法人会TVCMを放送しています。2019年3月末まで、法人会会員のコメントを交えながら、法人会の役割や活動内容を簡潔にPRしていますので、是非ご注目ください。

放送予定 平成31年1月～3月 毎週月曜日 21:00～21:30

1 年頭寸言

2 私の経営哲学

株式会社 鐘崎

代表取締役社長 嘉藤 明美

言葉にして、共有すれば

目指すものが見えてくる

5 全法連ひろば

6 特集 新春スペシャルインタビュー

日本障がい者スポーツ協会 常務理事 高橋 秀文氏

9 全法連ひろば

10 法人会リレーニュース

12 情報分析の目

13 税論

14 税務相談Q & A

15 実践 税務調査

16 健康バンザイ

17 暮らし塾

18 老舗の肖像 株式会社 赤福

株式会社 加賀屋

20 ▶間違いさがし▶たいへん日和

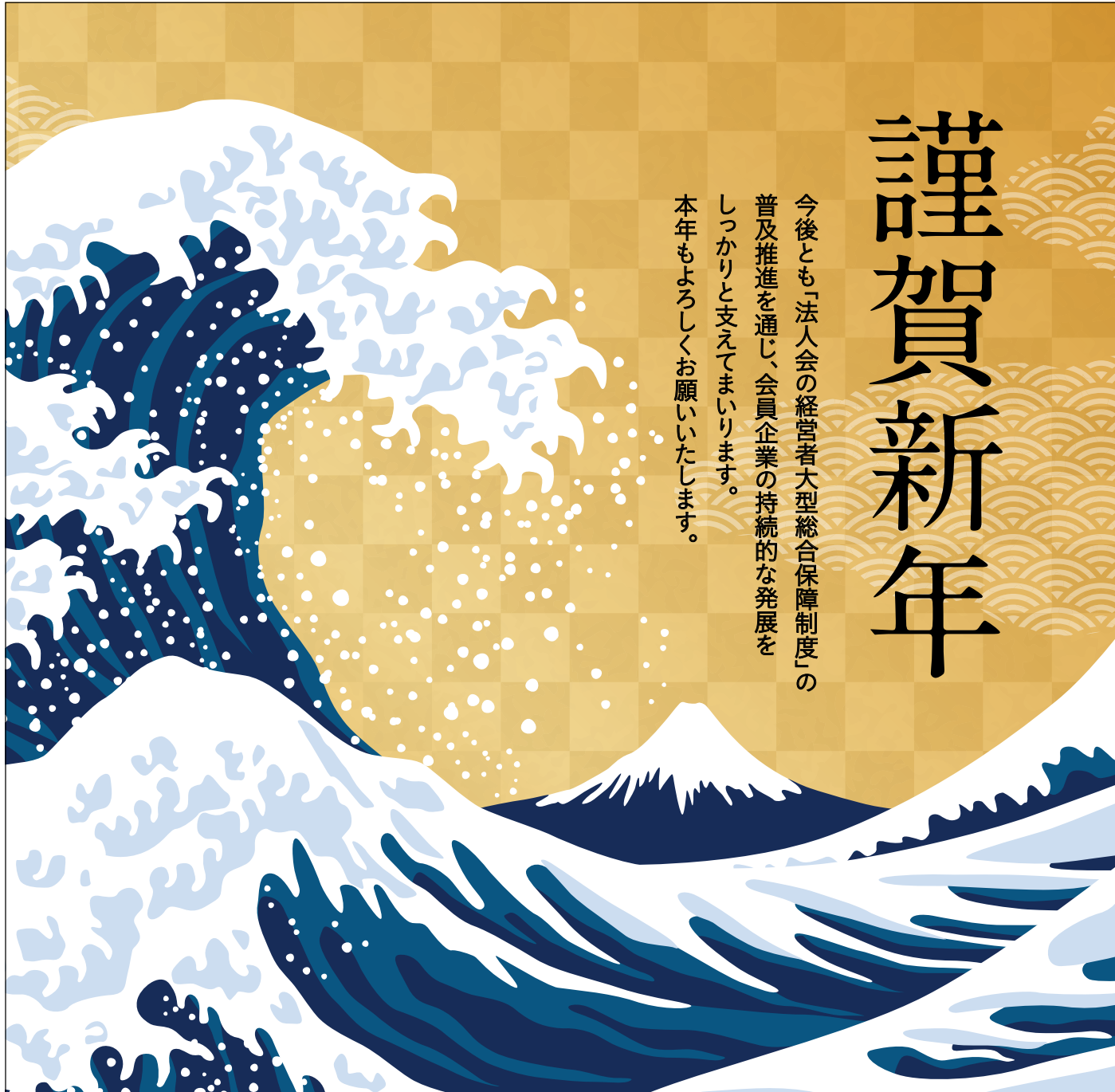
▶ご意見・ご要望・ご感想は

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6

公益財団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。

謹賀新年

今後とも「法人会の経営者大型総合保障制度」の普及推進を通じ、会員企業の持続的な発展をしっかりと支えてまいります。
本年もよろしくお願いいたします。



法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉

<p>お亡くなりになる リスクに対する保険</p> <p>総合型 V Rタイプ</p>	+	<p>重度の身体障がい 状態による退職の リスクに対する保険</p> <p>総合型 V Tタイプ</p>	+	<p>重大疾病による 長期離職の リスクに対する保険</p> <p>Jタイプ</p>	+	<p>ケガ・病気による 一時的な離職の リスクに対する保険</p> <p>Mタイプ</p>
---	---	--	---	---	---	--

◎上記商品の正式名称は次のとおりです。
 総合型V Rタイプ:大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、
 総合型V Tタイプ:大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)
 もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、
 Jタイプ:無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、
 Mタイプ:無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)
 ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
 ◎記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。



引受保険会社
DAIDO 大同生命保険株式会社
 本社(大阪)〒550-0002
 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
 (東京)〒103-6031
 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
 0120-789-501(通話料無料)
 大同生命ホームページ <https://www.daido-life.co.jp/>

AIG 損害保険株式会社
 〒105-8602 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号
 TEL 03-6848-8500
 AIGホームページ <http://www.aig.co.jp/sonpo>
 F-29-1003 (平成29年11月7日)